

●いんふおめーしょん 子どもの人権連

Federation for the Protection of Children's Human Rights JAPAN

- ◇子どもの社会参加が市民性を育てる～
今を生き、将来を担う子どもの想いを社会に届けるために
NPO 法人チャイルドライン支援センター専門員・事務局長代行
林 大介 1
- ◇シリーズ「児童福祉改革とは何か～子どもの福祉現場から」
NPO こども福祉研究所
「就学援助制度の現状と課題 ー子どもの権利保障制度としての検討ー」
小椋佑紀 7
(NPO こども福祉研究所、東洋大学大学院博士後期課程)
- ◇ヨーロッパで子どもの性的搾取・性的虐待に関する新条約が誕生
～日本でも求められる包括的視点～
平野裕二 (代表委員) 12
- ★ DOCUMENT (No.86) 子どもの人権と教育関係の報道と記録から 19

◆ 活動の基調 ◆

子どもの権利条約発効以来、日本国内での実施や普及はまだまだの状態です。私たちは、内外の子どもをめぐる状況をつかみ、子どもの権利条約の実現、普及のための活動をすすめます。

子どもの社会参加が市民性を育てる ～今を生き、将来を担う子どもの想いを社会に届けるために

NPO 法人チャイルドライン支援センター専門員・事務局長代行 模擬選挙推進ネットワーク事務局長 子どもの権利条約ネットワーク運営委員 林 大介

2007年7月に行われた参議院議員選挙は、「年金」問題をはじめとして、社会保障や教育、格差社会など、人間が人間らしく生きていくために必要となるテーマがクローズアップされている。まさにこの選挙で決まった結果が、今を生き、これからの次代を担う子ども・若者の人生そのものを左右することとなる。とはいえ現在の日本は急速に少子高齢がすすんでおり、有権者に占める高齢者の割合が増加し（その分若い世代の割合が減る）、高齢者の意思がより大きく政治に反映している。

そしてまた選挙において投票できるのは20歳以上の有権者であるおとな。その結果には、子どもの声を反映することはできず、さらには、選挙のみならず現実の社会においては、子どもの声を取り入れようとする姿勢はほとんど見受けられない。

日本社会は子どもを社会の一員として社会に参画させようとする姿勢に乏しく、未来について考え意見表明し、行動する機会やそのための情報提供を保障していない。結果として、財政赤字や地球温暖化、介護保険、年金問題など、いわば長期的にしか成果の現れない課題の解決にむけた政治的努力も不十分となり、子ども・若者が、将来、社会を担うときにこれまでの政策の歪みによるツケをまとめて背負わされることになる。

社会に届かない子どもの声

そうしたなか、不登校や対人関係、いじめ、引

きこもり、虐待、性の悩みなど、子どもを取り巻く問題は深刻さを増し、その状況はいっそう見えにくくなっている。そして、こうした状況におかれている子どもの声は社会に届かず、かつ、子どもの声を届けるためのシステムは十分ではない。

そうした中、取り返しがつかなくなる前に子どもの叫びを受け止めようと取り組まれている活動に「チャイルドライン®」がある。※1

チャイルドラインは、18歳までの子どもなら誰でも匿名でかけられる、子どもの声を受けとめる子ども専用電話。話す内容はどんなことでもOK、匿名でかけられ、秘密は絶対に守られる。子どもたちが安心できる「場」として、チャイルドラインは1986年にイギリスで誕生し、現在では世界70数カ国で展開している。日本では1999年から活動が始まり、現在では全国33都道府県で60ヶ所のチャイルドラインが活動をしている。

日本においては2006年度の一年間で、133,014件(1日あたり364件)の子どもからの電話を全国で受けた。寄せられる電話の内容は、男子では「性」「自分自身」が、女子では「学校生活」「自分自身」の割合が高い。年齢別に見ると、男子は中高生世代が、女子は小学校高学年世代からの電話が多くなっている。また、1件あたりの平均通話時間は約8分52秒で、2005年度(約8分1秒)よりも1分近く増えている。

チャイルドラインは、子どもがみずから歩みだすことをサポートしており、国や行政機関が取り組んでいる「いじめ相談」「教育相談」「悩み事相

談」といった問題解決のための「具体的な助言」や「アドバイス」をする相談電話とは異なっている。子どもにそっと寄りそい、子どもが「ほっ」と安心できる場だからこそ、チャイルドラインへの電話件数は、結果として政府や行政機関による「相談電話」よりもはるかに多くなっている。*2

チャイルドラインの現状からは、子どもの周りに「子どもの声を聴いてくれるおとながいない」「子どもの声を受け止めるシステムが必要」ということを感じることができる。子どもの声を大人社会がどのように受け止めるのか。そしてまた、受け止めた声をどのように政策に反映させるのか。それが、今、日本社会には切実に求められていると言える。

子ども・若者の社会参加・政治参加の萌芽

そうしたなか、子どもの権利条例の制定（神奈川県川崎市、富山県小杉町、岐阜県多治見市）、教育審議会・学校協議会の設置（埼玉県鶴ヶ島市）、子ども議会の開催（宮城県、兵庫県近江八幡市、滋賀県）など、20歳未満の世代の意見を自治体行政に反映させようとの取り組みは少しずつではあるが増えてきている。*3

また、市町村合併に絡み、住民投票条例において投票年齢規定を「18歳以上」「15歳以上」「中学1年生以上」などに規定する自治体が増えてきており、有権者ではない（＝投票権のない）世代の政治的意思決定への参加を保障する動きも広がつつある（投票資格年齢を未成年者に定めた住民投票条例は29自治体。そのうち、投票資格年齢を「満18歳以上」が26自治体、「15歳以上」が2自治体、「12歳以上の者」が1自治体。また住民投票条例のうち「常設型」の住民投票条例は4自治体で、残りが「市町村合併」に伴う住民投票条例）。さらには、2007年5月に成立した憲法改正に伴う「国民投票法案」においては、その投票年齢を附則付

ではあるが「満18歳以上」と定まるなど、若い世代の声を社会に反映させようとする兆しは見えてきている。*4

しかしこうした取り組みは少数で、しかも参加できる分野が「教育行政」「青少年行政」「福祉行政」などに限られているのがほとんど。また、審議会や子ども議会などに参加している子どもは、「会議のことを知った子どもたちが志願する程度」（ロジャー・ハート）であり、審議会や子ども議会等に参加できる人数には制限があるため、有権者ではない子ども・若者すべてが社会的意思決定過程に参加できることはほとんどありえないと言える。

子ども参加を促進するために～子どもと大人の信頼を築く

だからこそ、子ども参加をすすめていくための場を作ること、そのための力を身につけていくこと、が求められている。前述したように、最近では20歳未満の世代の意見を行政に反映させようとする取り組みが始まってきている。そうした場面において必要となるのが、大人の想いを子どもに代弁させるのではなく、子どもの声に耳を傾け、ココロの底に秘めている声を引き出し、社会に伝えていく、ファシリテーターである。

子ども参加が求められているからとはいえ、大人側によって意図的に仕組まれたり、大人側のアリバイ作りとしての子ども参加は意味がないどころか、誘導やあやつりとなって逆効果となる。チャイルドラインもそうだが、まずは子どもに向き合い、耳を傾け、子どもの声を受け止めること。頭ごなしに子どもの声を否定するのではなく、かつ、大人の価値観を押し付けるのではなく、受け止めた上できちんと向き合い、「待つ」姿勢をおとなが示すこと。そうした対応をすることによって、子どもとの信頼関係を醸成できるようになる。

「子どもの参加」のためには「シティズンシップ(市民性)教育」が重要

日本が将来どのような社会を目指すべきなのかを高年齢世代とともに若い世代が共に考え選択し、そうした意思が社会・政治に反映されることが世代間の均衡を保ち、各世代が納得できる社会システムを創ることが求められている。若い世代に対して社会的意思決定過程への参加が保障されると、未来を担う子ども・若者の意見を軽視した政策決定が少なくなり、世代を超えて納得できる解決策を採るようになり、各世代が協力・連帯する社会へと発展していく。

そのためには、子どもが民主主義や政治の仕組みを学ぶ格好の機会である「未成年“模擬”選挙」(実際の選挙と同日程で有権者ではない19歳以下が候補者を選挙する)、「子どもを対象にした「議員ユース・インターンシップ」などは成熟した市民社会を気づくためには不可欠であり、そうした「シティズンシップ(市民性)教育」「民主主義教育」の充実は、市民参画をすすめていくためにも重要だと言える。シティズンシップ教育を広げ、その中身に実効性をもたせるためには、「学習機会の提供」と「参画の場の確保」が不可欠となる。^{※5}

特に模擬選挙は、政治に対する関心を高め、それまで知らなかった地域の課題、社会的な問題に気づき、考えるきっかけとなり、社会の一員とし

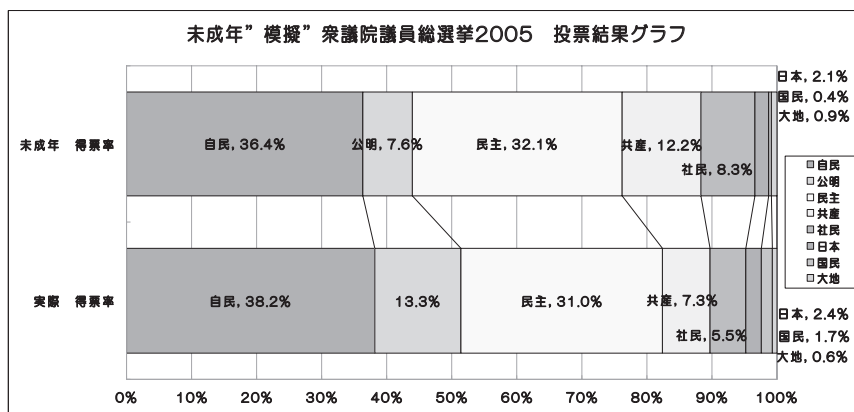
ての責任と自覚を感じるという、まさに民主主義を体感する瞬間だと言える。

未成年“模擬”選挙で社会への関心を拓く

「未成年“模擬”選挙」は、有権者ではない19歳以下の未来の有権者が、実際の選挙日程にあわせて、実際の選挙の立候補者や政党に対して記名投票を行う取り組みで、2002年3月の町田市市長選挙から始まっている。これまでに地方選挙・国政選挙など20近くの選挙で取り組み、2万人以上の未来の有権者が投票するに至っている。

日本の若者の現実として、「政治」について友達同士で話すということは日常ではありえないこと。むしろ「政治」について話すこと＝「ダサイ」「マジメ」「変な奴」と受け止められがちである。しかし、これまでに模擬選挙で投票した2万人以上の未来の有権者は政治に対してきちんと向き合い、自分の意見・考えをしっかりと持っている。それは、渋谷駅前での突然の模擬選挙の呼びかけにも関わらず、街行く多くの中学生・高校生が、投票してくれたことが実証している。

2005年9月の総選挙においては、全国から約6100人の19歳以下が「未成年模擬“総選挙”2005」に参加した。その結果は、若干野党票が多かったが、割合的には実際の選挙結果と大差はなかった。



子どもの社会参加が市民性を育てる～今を生き、将来を担う子どもの想いを社会に届けるために

	自民党	公明党	民主党	共産党	社民党	新党日本	国民新党	新党大地	有効票合計
未成年 得票数	2,220	464	1,960	741	508	130	24	52	6,099
未成年 得票率	36.40%	7.61%	32.14%	12.15%	8.33%	2.13%	0.39%	0.85%	100%
実際 得票数	25,887,798	8,987,620	21,036,425	4,919,187	3,719,522	1,643,506	1,183,073	433,938	67,811,069
実際 得票率	38.18%	13.25%	31.02%	7.25%	5.49%	2.42%	1.74%	0.64%	100%

実は社会への関心が高い子ども・若者

しかし、マスコミや大人は「子ども・若者は政治に無関心」と決め付けている。大人社会においても、家庭や職場での政治の話はタブーとなっている。そしてまた、「子どもには政治は早い」といって、子どもに政治について考えさせる機会を奪っている。

実際、模擬選挙に取り組む学校は回を重ねるごとに増えているが、実施を検討していた複数の学校において、『中学生、高校生が実際に投票を行なうのは“政治的過ぎる”』との管理職や教育委員会などの反対によって、模擬選挙の実施を断念せざるを得ないことが毎回起きている。現実起こっているできごとを学校現場で学ぶことができずに、はたして“生きる力”は身につくのだろうか。

こうした環境の中で「若者の政治離れ」を嘆くのは、単なる大人のエゴだと言える。若者が勝手に政治から離れていったのではなく、政治が若者から離れていってしまった結果、若者の低投票率を招いたのにも関わらず。

確かに、20歳代の投票率は平均投票率よりも低い、という現実がある（05年総選挙：20歳代＝46％／平均＝68％）。しかしそれは、『誰に投票したらいいのか分からないので無責任に投票できない』『投票しても何も変わらない』といった声に代表されるように、政治を身近に感じる機会を得ていないからではないだろうか。また、18歳から24歳までの若者の政治に対して『非常に関心が

ある・まあ関心がある』とする関心度は増えている（37.2 → 46.7 %）との結果も出ている。^{※6}

『郵政改革ごときができなくて、年金や少子化などの大きな改革が出来るのか（15歳、女性）』『どこの党が政権をとる』よりも「政権交代を行い今の体制を変える」ことのほうが重要（17歳、男性）』『各党のマニフェストを見比べてみたところ、具体的な数値などを使って分かりやすく示していた（17歳、男性）』『過去のマニフェストの実現力・実行力の高さが決め手（19歳、男性）』。

これらはすべて、2005年の「未成年“模擬”総選挙2005」の際に寄せられた、未来の有権者＝19歳以下による投票理由である。実際の有権者であるおとなは、投票する際、どのようなことを考えて投票するのであろうか。

また、模擬選挙に参加しての感想を伺ったところ、『未成年の人に選挙をすることで政治に関心が持てると思うからいいと思う（11歳、男性）』『選挙に行かない大人が増えているのは、悲しい現実だと思う（14歳、男性）』『選挙なんて先の話と関心が無かった私ですが、テレビで模擬選挙の事を知って何だか興味がわきました。日本の政治を誰に任せるか、決めるのは国民なんですよ。（15歳、女性）』といった声が多数寄せられている。

“市民＝おとな”の参画から“子どもとおとな”の参画へ

そもそも「子どもの参画」だけでなく「おとなの参画」は十分に保障されているのか。

女性や障がい者の社会参加をこれまでは「女性の参画」「障がい者の社会参加」と言ってきたが、現在はそれぞれ「男女共同参画社会の実現」や「ノーマライゼーションの実現」などと言うようになってきている。この背景には、性別や障がいの有無でものごとをとらえるのではなく、性差・障がいの有無を超えて総合的に社会参画をすすめていこうとする意味がある。

だからこそ、20世紀までの「子ども」「おとな」という枠組みで「市民」をとらえるのではなく、世代を越えて21世紀社会のあり方を考え模索していく社会が今まさに求められている。

各地で制定され始めている「市民参加条例」においては、「市民」の中に「子ども」を含める視点が少ない。社会を構成している市民の一員としての自覚に目覚めるためにも、「市民参加」を「おとな」だけですすめるのではなく、社会的意思決定の場に「子ども」が参画できる社会にしていくこそが、真の「市民参加型社会」になる。つまりは、子ども時代からの社会参加が市民意識を醸成させるのである。

今求められているのは、これからの未来を生き抜いていく子ども・若者自身が、自分たちが生きる未来に対する意思決定に対して責任をもって意思決定できる社会にすることが重要なのであり、私たちおとなには、そうした能力を持った人間を育てる責任がある。

高い意識を持った市民は自然に育つわけではなく、絶え間ない努力が必要なのである。つまり、民主主義は絶えず作り続けなければならないのであり、民主的社会をつくるには、社会が未来の担い手を育てる努力を続けなければいけない。

- ※ 1 「チャイルドライン®」については、NPO 法人チャイルドライン支援センター (<http://www.childline.or.jp/>) のウェブサイト参照。なお「チャイルドライン®」は、特定非営利活動法人チャイルドライン支援センターの商標登録
- ※ 2 「文部科学省・24 時間いじめ相談ダイヤル」(24 時間体制 / 47 都道府県で実施) は、2007 年 2 月 7 日～3 月 31 日までの 50 日間で通話が成立したのは 8,767 件 / 1 日あたり 175 件で、その過半数はおとなによる電話。また、「法務省・子どもの人権 110 番」(平日の日中 / 全国 50 カ所の法務局で実施) が平成 18 年度に相談を受付けた件数は 12,885 件 (1 日あたり 35 件)
- ※ 3 「子どもの権利」及び「子どもの権利条例」などを巡る現状については、子どもの権利条約ネットワーク (<http://www.ncrc.jp/>) のウェブサイト及びニュースレターが詳しい
- ※ 4 2003 年 6 月 13 日現在 / Rights 調べ。未成年者住民投票条例の一覧は、特定非営利活動法人 Rights (<http://www.rights.or.jp/>) のウェブサイト参照
- ※ 5 「未成年 “模擬” 選挙」は、模擬選挙推進ネットワーク (<http://www.mogisenkyo.com/>) のウェブサイト参照。また、シティズンシップ教育については、経済産業省による「シティズンシップ教育と経済社会での人々の活躍についての研究会」による報告 (<http://www.meti.go.jp/press/20060330003/20060330003.html>) が詳しい。
- ※ 6 世界青年意識調査第 7 回調査結果 (内閣府) <http://www8.cao.go.jp/youth/kenkyu/worldyouth7/pdf/gaiyou.pdf>

//////////

*林 大介 (はやし だいすけ) プロフィール

1976年3月東京生まれ。東京都町田市在住。模擬選挙推進ネットワーク事務局長。高校時代に子どもの権利条約に出会い、文化祭で展示発表を行ったことをきっかけにして、子どもの権利保障をすすめる活動を始める。現在は、「未来を担う子ども・若者の社会参加・参画の場の創造」をキーワードに、教育、福祉、少子高齢、環境、年金、国際協調など様々な分野における世代間・世代内格差問題について、次世代が社会参画できる場の創出を目指して活動。特に、19歳以下の未来の有権者を対象にした「未成年“模擬”選挙」はその仕掛け人として地方選挙・国政選挙で10回以上取り組み、その成果として社団法人日本青年会議所主催による「2005年人間力大賞」衆議院議長奨励賞を受賞。(個人ブログ <http://www.hayadai.net/>)

編著書『検証 子どもの権利条約』(子どもの権利条約フォーラム実行委員会編、日本評論社、1996年)、編著書『16歳選挙権の実現を！選挙権年齢の引き下げを考える』(Rights編、現代人文社、2002年)、

編著書『子ども・若者の参画』『子ども・若者の政治参加ー社会的意思決定の場に子ども・若者の参画をすすめようー』(子どもの参画情報センター編、萌文社、2002年)、編著書『オルタナティブ・スクールガイド～もう一つの学校案内』(21世紀教育研究所編、新風社、2004年)

//////////

※模擬選挙推進ネットワークは、これまで特定非営利活動法人Rightsが「未成年模擬選挙」として取り組んできた事業を独立して2006年12月に設立された団体で、特定の政党・宗教団体の影響下がない「公平・中立・公正」な組織です。詳細は <http://www.mogisenkyo.com/> をご覧ください。

連載第9回

「就学援助制度の現状と課題
—子どもの権利保障制度としての検討—」

小椋佑紀（NPO こども福祉研究所、東洋大学大学院博士後期課程）

1. 就学援助制度とは

就学援助制度は低所得層を対象とした義務教育費補助制度であり、「学校教育法」第25条及び第40条に基づく市町村による就学援助、「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」等による国庫補助制度から成る。利用に際しては市町村で手続きを行うが、書類の配布方法、申請時期、申請方法、準要保護者の認定要件、支給内容・方法等は市町村毎に決められている。

就学援助制度をめぐる国と市町村の関係は、市町村での就学援助実施を前提とし、国は予算の範囲内で補助を行う形となっている。この関係にこれまで変更はないが、近年、国による予算の範囲内での国庫補助の仕方に大きな変更があった。従来、国庫補助制度では、援助対象として生活保護法にいう要保護者（教育扶助受給者は同扶助による支給品目について対象外となる）と、これに準ずると市町村教育委員会が認めた準要保護者が設定されてきた。しかし、2005年度より準要保護者分の国庫補助金は一般財源化されている。これにより現在は要保護者の学用品費、通学費、修学旅行費、学校給食費、医療費等についてのみ国庫補助が行われている。

2. 就学援助制度の実施状況

1) 利用状況

就学援助制度の利用者の割合は上昇傾向にあり、2004年度全国平均の利用児童生徒の割合は、2000年度より約4割増の12.8%であった。これを都道府県別にみると、2004年度岐阜県の4.1%から大阪府の27.9%まで幅広い。このような傾向は同一都道府県内でもみられ、宮武（2006：11）によると、東京都23区では2005年度千代田区の7.0%から足立区の41.3%までかなりの開きがある。同制度利用者増加の背景には企業の倒産・リストラ、ひとり親家庭の増加等が指摘されているが、利用児童生徒の割合の結果をもって即子どもの貧困の実態として比較する、あるいは地域格差として論じることはできない。

準要保護者の認定要件は市町村により異なり、所得（あるいは収入）に係る要件のみで認定する場合、前出要件に生活状況の調査が含まれる場合等様々である。また、所得（収入）に係る要件のみであってもその基準は市町村によって決定される。例えば、「世帯の所得（収入）が生活保護基準の～倍」と設定される場合、宮武（2006：11）によると東京23区で1.1～1.25倍となっている。東京23区以外では、この基準の範囲以外の場合もある。

認定要件の他にも、制度周知の方法、申請方法、支給品目の範囲、支給方法等は全国一律ではない。市町村間の比較は子どもの生活実態・認定要

件・支給品目及び金額等、制度運営の分析を通じて行われる必要がある。

2) 準要保護者分の国庫補助金一般財源化後の市区町村の動向

先に述べたように、就学援助制度の運営は市町村の裁量部分が大きい。しかし、国庫補助制度では法律で援助対象者と補助対象品目が規定されている。援助対象、補助対象品目及びその単価、国の予算の範囲内の補助金支給等の制約はあるが、市町村の就学援助に対して直接的に補助金の支給が行われる。国庫補助制度に対する評価は別として、このような補助金支給の仕組みは市町村の就学援助制度運営に一定の方向性を与える役割を果たしてきた。今回、就学援助利用の多くを占める準要保護者分の国庫補助金が一般財源化されたことは、準要保護者分の直接補助が廃止されただけでなく、これまで以上に市町村の主体性が求められることを意味している。

文部科学省は2006年6月、「就学援助に関する調査結果」を発表した。その中で準要保護者分の国庫補助金の一般財源化初年度にあたる2005年度の準要保護者認定基準の変更の有無を質問している。その結果は全国2,095の市区町村等教育委員会のうち、認定基準の縮小あるいは支給額の減額を行ったのは109ヶ所、認定基準の引き上げ等の緩和を行ったのは14ヶ所であった。今回の一般財源化後、市町村による就学援助実施縮小傾向は大きなものではなかったことを示したが、調査対象年度が2005年度であることから、今後の推移は注目を要する。別の調査(対象181市)では、回答した145市のうち2005年度以降に準要保護者の認定基準を変更あるいはこれを予定しているのは80市であったものもある。この他、藤本(2005)では市町村の就学援助の認定基準・支給品目・金額等の縮小について具体例を挙げて

説明され、高木(2006)では2006年度大阪府内での認定基準引き下げの傾向が示されている。

これらのような市町村の動向に関する諸調査の一方で、今回の一般財源化について就学援助制度をめぐる国と地方の関係から問題整理を行っているものもある。

新井(2006)は、分権化を支えるためのナショナル・スタンダード、権利保障としてのナショナル・ミニマムを支持する立場から、今回の一般財源化について論じている。具体的には、今回の一般財源化後の市町村への影響について、一般財源化分の市町村での予算確保の問題、これまで市町村が独自に設定した支給品目や国庫補助外の予算の上乗せの維持の問題を指摘した。また、既に一般財源となっている教材購入費等については、国基準以下の実績や地域格差等が中教審答申(「新しい時代の義務教育を創造する」2005.10.26)で指摘されており、就学援助制度でこれを回避するためにナショナル・スタンダードに基づく国と市町村の連携が必要であるとした。

今回の一般財源化に伴い、今後子どもの生活と育ちを支える仕組みの維持・向上について市町村がどのように考えているかによって、その制度運営はこれまで以上に自治体毎に異なったものとなる可能性がある。このとき新井による分権化の一方でのナショナル・ミニマム/ナショナル・スタンダードの視点に加え、同制度が子どものものである以上、子どもの生活実態に基づいて子どもの権利を実現するものとして取り組まれた結果であるかどうかは非常に重要である。

3. 就学援助制度の課題

1) 就学援助制度と生活保護制度の関係

就学援助制度の国庫補助制度では、当初より教育扶助受給者が同扶助支給品目について支給対象外となっている。これが市町村ではどのように扱われているかについて、教育法令研究会編(2005.12.20:4605)では「経済的に困難な家庭についてはまず教育扶助が行われ、これに準ずる程度の家庭について就学援助が行われる場合が多いようである」と説明されており、多くの市町村で国庫補助制度と同様の考え方が用いられていることが窺える。教育扶助受給者を同扶助支給品目について就学援助制度の対象外とするのは他制度の適用を優先する生活保護法第4条の保護の捕捉性と矛盾している。本来、就学援助制度は教育扶助に優先していなければならない。

しかし、就学援助制度を教育扶助に優先するものとして行えば問題は解決するかという点決してそうとは言えない。就学援助制度ですべての要保護者をカバーするならば、教育扶助の意義が改めて問われることになる。

両制度の関係性の詳細については紙面の関係上別稿に譲るが、両制度間には義務教育期の子どもに対する経済的援助システムをどのように構成するかという、義務教育の無償の議論にも関わる根源的な問題が横たわっている。

2) 就学援助制度におけるナショナル・ミニマム／ナショナル・スタンダード

就学援助制度におけるナショナル・ミニマム／ナショナル・スタンダードについて論じるにあたり、まず同制度をめぐる法律関係について確認しておく。新井(2006)は旧「教育基本法」第3条の教育の機会均等原則を再評価し、これを同法第10条の教育条件の整備と関連づけること・

「憲法」第26条第1項の教育を受ける権利を前提とするものとして位置づけることが必要であるとしている。新井によるナショナル・ミニマム／ナショナル・スタンダードの視点はこのような理解に基づいている。これを参考に現行法を用いて再整理すると次のようになる。「憲法」第26条第1項の教育を受ける権利を具体化したものが、「教育基本法」第4条第1項及び3項の教育の機会均等である。このうち同法第4条第3項の経済的理由による修学困難者に対する国・地方公共団体による奨学規定の一方で、「教育基本法」第5条第3項、第16条では国と地方公共団体による教育機会の保障・教育水準の維持向上のための施策の策定実施、教育の円滑で継続的な実施のための財政措置について規定されており、これらは市町村による就学援助と国による国庫補助制度により具体化される。つまり就学援助制度は教育を受ける権利を基底として、国と市町村の取り組み(現行では国庫補助制度と就学援助)により、経済的側面から低所得の家庭にある子どもの教育を受ける権利を実現する教育施策であると言える。

これにより、就学援助制度において国が子どもの教育を受ける権利実現の一翼を担っていることが確認できるが、ナショナル・ミニマム／ナショナル・スタンダードの役割を果たしてきたかどうかには疑問が残る。就学援助制度に対する国の関わりは国庫補助制度が発足した1950年代後半より、同制度を通じて行われてきた。同制度は市町村による就学援助に対して、国家予算の範囲内での1/2補助とされ、財政面におけるナショナル・ミニマム／ナショナル・スタンダードは曖昧であった。また、先にも述べたように教育扶助受給者の国庫補助制度における扱いは、生活保護制度の保護の捕捉性と矛盾しており、援助対象におけるナショナル・ミニマム／ナショナル・

スタンダードについても同様のことが言える。つまり、就学援助制度におけるナショナル・ミニマム／ナショナル・スタンダードの問題は近年に始まったものではなく、今回の一般財源化により問題を深刻化させているのである。

3) 子どもの権利に根ざした市町村による取り組み

就学援助制度の現状では、市町村の子どもの生活と育ちを支える仕組みの維持・向上の考え方によって、今後その運営は自治体毎にこれまで以上に異なっていく可能性があるとして述べた。そしてこれに対して子どもの生活実態に基づいて子どもの権利実現が図られているかどうかという視点からの検証が重要であるとして述べた。

就学援助制度の運営では、地域の子どもの生活実態に即して制度の基準や内容が決められているか、制度周知はもとより制度へのアクセスが容易でない人々に対応できる仕組みになっているか等といったことは特に配慮を要する。それゆえ子どもの教育を受ける権利に立脚した制度運営をしようとするとき、就学援助制度の範囲を越える子どもに係る施策ニーズや個別ニーズと出会う可能性がある。公的にすべてのニーズや問題に対応することは困難であるし、またそのようにすべきではない。しかし、子どもをめぐる問題に敏感であること、明らかになった問題に既存の資源でどのように対応できるか／資源がないのであれば公的機能を含め地域の中でどのように解決していくのかを施策レベル・市民対応レベルで展開させていく仕組みは必要である。子どもは日々の生活の中で学び、育つのであり、生活と教育は常に連動している。行政区分に基づく施策と対応によって子どもの生活を断片化し、放置することは許されない。

市町村による子どもの生活と育ちを支える仕

組みから就学援助制度をみても、今後同制度の運営は子どもの生活と育ちを支える仕組みによって異なっていくことが予想される。近年、次世代育成支援や児童虐待防止のためのネットワーク形成など、教育・福祉等の領域を越えた対応が市町村に求められている。先に述べたような子どもの生活と教育の関係からすれば、行政区分による対応に加え、それを越えた視点と対応が市町村の子ども関連施策、ひいては総体としての子ども施策として求められるのは本来自然なことである。子ども施策もまた、子ども自身のものである以上、子どもの生活実態に基づいて子どもの権利実現がそこで図られるべきであることは重ねて言うまでもない。それゆえ、子どもの生活実態に基づいて子どもの権利実現を図るものとして、市政における子ども施策・子ども施策における低所得家庭の子ども支援・低所得家庭の子ども支援における就学援助制度がそれぞれどのように位置づけられているかという、子ども施策からの検証の視点も必要となってくる。

先に挙げた二つの課題では、義務教育期の子どもに対する経済的援助システムやナショナル・ミニマム／ナショナル・スタンダードといったより大きな問題との関わりがあった。市町村における就学援助制度の運営をめぐっても自治体による子ども施策の取り組みというより大きなレベルへの視点が求められる。子ども関連施策と就学援助制度は、子どもの権利に根ざしたものとして互いに作用しながら展開していくことが望まれる。

4. おわりに

以上、就学援助制度の現状と課題について述べた。本稿で挙げた課題を直接的なものとするならば、間接的には同制度の調査・研究の少なさが拳

シリーズ「児童福祉改革とは何か～子どもの福祉現場から」

げられる。換言すれば、それは制度の構造的な理解を前提とした制度運営の検証・問題把握の蓄積の不十分さである。このような手法は、時勢を捉えながらもこれに翻弄されることない、子どもの権利に立脚した同制度の研究・実践にとって重要である。本稿では先行研究等に学びながら、この課題にわずかながら応えようと試みた次第である。

(参考文献)

新井秀明 (2006)「急増する就学援助と教育の機会均等」『季刊教育法』148, 18-22.

教育法令研究会編 (2004.1.10)『教育法令コメント①』第一法規, 401-416.

教育法令研究会編 (2005.12.20)『教育法令コメント②』第一法規, 4605-4606.

白井吉宗 (2003)「公教育を破壊する新自由主義『構造改革』～就学援助制度を通して教育の機会均等・無償教育を考える～」『月刊 東京』241, 2-8.

高木紀明 (2006)「大阪の就学援助制度について(アンケート調査より)」『教育評論』716, 38-43.

時事通信社 (2006a)「リストラや離婚で増加、と分析 文科省が教委対象に『就学援助調査』」『内外教育』5663, 4.

時事通信社 (2006b)「都市の準要保護児童生徒の就学援助に関する調査 6割が認定基準見直しへ 一地方行財政調査会だより」『地方行政』9845, 12.

藤本典裕 (2005)「教育費の保護者負担と就学援助制度についての一考察」『東洋大学文学部紀要 教育科学編』31, 219-243.

宮武正明 (2006)「生活保護世帯等の子どもの高校就学保障」『いんふおめーしょん』104, 5-11.

- 1 経済的理由により就学困難な児童・生徒の保護者への市町村による援助規定
- 2 「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」、「学校給食法」に規定されている国庫補助制度における援助対象は要保護者・準要保護者から要保護者のみとなった。「学校保健法」では引き続き要保護者・準要保護者が規定されているが、同法施行例では要保護者分のみ国庫補助実施とされている。
- 3 朝日新聞 (2006.1.3 朝刊) 参照。2004年度の就学援助制度利用者約1,337,000人のうち、準要保護者としての認定は約1,206,000人(読売新聞(2006.6.17 東京朝刊)参照)。
- 4 脚注3に同じ
- 5 小学校分のデータより
- 6 時事通信社 (2006a) 参照
- 7 時事通信社 (2006b) 参照
- 8 旧「教育基本法」第3条第1項及び第2項に該当
- 9 準要保護者分の国庫補助金の一般財源化以前の状況について、白井 (2003)によると1997年度の国庫補助率は36.7%、2002年度は23.7%であった。新井 (2006)でもこれを参照しており、国庫補助制度が国家予算の範囲内での1/2補助とされてきたことも述べている。しかし、就学援助制度におけるナショナル・ミニマム/ナショナル・スタンダードについて従来の国の関与という視点からは論じられていない。

ヨーロッパで子どもの性的搾取 ・性的虐待に関する新条約が誕生 ～日本でも求められる包括的視点～

平野裕二（代表委員）

2007年7月12日、欧州評議会（CE）で「性的搾取および性的虐待からの子どもの保護に関する条約」が採択された。その名称どおり、児童買春・児童ポルノ等の（商業的）性的搾取だけではなくそれ以外の形態の子どもの性的虐待も対象としていることが特徴であり、また画期的な点である。

欧州評議会はヨーロッパ諸国が加盟する地域の政府間機関であり、人権や民主主義等の共通の価値の実現に向けた加盟国間の協調の拡大を目的としている。「欧州人権条約」を中核とする200近い地域条約を作成しており、子どもの権利の分野でも「子どもの権利行使に関する条約」「子に関わる接触についての条約」など多くの条約・勧告等を採択してきた。「刑を言い渡された者の移送に関する条約」（受刑者移送条約）や「サイバー犯罪条約」のような刑事分野での条約も採択している。今回の条約は、人権・刑事の両分野にまたがる条約と言えよう。

日本は、米国、カナダ、メキシコ、パチカンとともに、CEのオブザーバーである。CE条約の多くは、今回の条約を含め、一定の条件があれば加盟国以外でも批准・加入が可能となっており、日本は受刑者移送条約に加入した（2003年2月）ほか、サイバー犯罪条約にも署名している（未批准）。

以下、今回の新しいCE条約について、同条約に関する説明報告書（Explanatory Report）も参照しながら概観する（〔 〕内の数字は説明報告

書のパラグラフ番号）。

CE条約の構成

今回の条約は全13章・50条からなる詳細なものである。その構成は次のとおり。

I. 目的、差別の禁止の原則および定義

- 1条 : 目的
- 2条 : 差別の禁止の原則
- 3条 : 定義

II. 予防措置

- 4条 : 原則
- 5条 : 子どもに接して働く者の採用、研修および意識啓発
- 6条 : 子どもを対象とする教育
- 7条 : 予防的介入のプログラムまたは措置
- 8条 : 一般公衆を対象とする措置
- 9条 : 子ども、民間部門、メディアおよび市民社会の参加

III. 専門の当局および調整機関

- 10条 : 調整および連携のための国内措置

IV. 被害者に対する保護措置および援助

- 11条 : 原則
- 12条 : 性的搾取または性的虐待の疑いの通報
- 13条 : ヘルプライン
- 14条 : 被害者への援助

V. 介入のプログラムまたは措置

- 15条 : 一般的原則
- 16条 : 介入のプログラムまたは措置の対象
- 17条 : 情報および同意

VI. 刑事実体法

- 18条 : 性的虐待
- 19条 : 児童買春に関わる犯罪
- 20条 : 児童ポルノに関わる犯罪
- 21条 : ポルノ的パフォーマンスへの子ども
の参加に関わる犯罪
- 22条 : 子どもの汚染
- 23条 : 性的目的での子どもの勧誘
- 24条 : 幫助または教唆および未遂
- 25条 : 裁判権
- 26条 : 法人の責任
- 27条 : 制裁および措置
- 28条 : 加重事由
- 29条 : 従前の有罪判決

VII. 捜査、訴追および手続法

- 30条 : 原則
- 31条 : 一般的保護措置
- 32条 : 手続の開始
- 33条 : 時効
- 34条 : 捜査
- 35条 : 子どもの事情聴取
- 36条 : 刑事裁判手続

VIII. データの記録および保管

- 37条 : 性犯罪について有罪判決を受けた者
に関する国内データの記録および保存

IX. 国際協力

- 38条 : 国際協力のための一般的原則および
措置

X. 監視機構

- 39条 : 締約国委員会
- 40条 : その他の代表
- 41条 : 締約国委員会の職務

XI. 他の国際文書との関係

- 42条 : 国連・子どもの権利条約ならびに子ども
の売買、児童買春および児童ポルノ
に関する同条約の選択議定書との関係
- 43条 : その他の国際文書との関係

XII. 条約改正

- 44条 : 改正

XIII. 最終条項

- 45条 : 署名および発効
- 46条 : 条約への加入
- 47条 : 地域的適用
- 48条 : 留保
- 49条 : 廃棄
- 50条 : 通告

CE条約の概要と新基軸

新しい条約の策定に向けた動きは、「性的搾取からの子どもの保護に関する専門家グループ」の設置(2002年)から始まった。同グループによる各国の対応の調査、横浜会議(第2回子どもの商業的性的搾取に反対する世界会議、2001年)のフォローアップ会議の開催等を経て、CE閣僚委員会は2006年にあらためて「性的搾取および性的虐待からの子どもの保護に関する専門家委員会」を設置。同委員会が、法的拘束力を有する新たな文書を作成するべきであるという結論に達したことから、2006年9月に具体的な起草が始まり、1年を経ずして採択に至ったものである。条約の目的は、(a)子どもの性的搾取・虐待を

防止しおよびこれと闘うこと、(b)被害を受けた子どもの権利を保護すること、(c)この分野における国内的・国際的協力を促進するところにある(1条)。この分野では、国連・子どもの権利条約とその選択議定書(子どもの売買、児童買春および児童ポルノに関する選択議定書)をはじめとしてすでに多くの国際的・地域的文書が存在するが、今回の条約は、とくに子どもの権利条約とその選択議定書で定められた保護を増進させるとともに、これらの基準を発展させかつ補完しようとするものである(42条)。

総則規定(I章)である1章の次に「予防措置」(II章)を置き、被害者保護(IV章)、加害者への対応(V章)と続けた後によりやく刑事的対応に関わる規定を設けるという構成には、加害者の処罰よりも犯罪防止や被害者保護・支援を優先させようという確固たる思想が反映されている。子どもの性的搾取に関わる行為の犯罪化と処罰についてまず定め、その後によりやく被害者保護(8条)や防止措置(9条)に関わる規定を置く子どもの権利条約の選択議定書等とは対照的である。

多くの関連文書が存在するなかであえて新たな条約を策定することにしただけに、子どもの性的搾取・性的虐待を包括的にとらえた点以外にも、多くの新基軸が盛り込まれている。いくつかの例を挙げれば、次のとおりである。

- ・差別禁止事由に「性的指向」と「健康状態」を含めたこと(2条)。性的指向による差別はすでに欧州連合基本権憲章(2001年)21条1項で禁じられているが、子どもに関わる条約でそれがあらためて確認されたことの意義は大きい。「障害」のみならず「健康状態」を理由とする差別が禁じられた点についても同様である。「健康状態」にはとくにHIV感染が含まれるとされる[43]。「その他の地位」による差別も

禁じられているが、これにはたとえば難民・移住者の子ども、いわゆるストリートチルドレンなどが含まれる[43]。

- ・子どもに接して働く者の採用、研修および意識啓発に関する規定を置いたこと(5条)。「子どもに接して働く者」にはボランティアも含まれる[54]。とくに、「国内法にしたがって」という但し書き付とはいえ、これらの者が子どもの性的搾取・性的虐待に関わる犯罪について前科を有しないことを確保するよう求めている(5条3項)のは、これまでの関連条約には見られなかった点である。
- ・子どもの教育のあり方について具体的に定めたこと(6条)。「性的搾取および性的虐待の危険性ならびに自衛手段に関する情報」を、「セクシュアリティに関する情報のより一般的な文脈のなかで」提供することが求められている。一般的セクシュアリティ教育の枠外で性的搾取・性的虐待に関する情報のみを取り出して教えることは、子どもに戸惑いを引き起こす可能性があるためである[62]。説明報告書では同時に、「子どもがおとなを信頼もできることは重要である」として、子どもの目に映るおとな像を損なわないように配慮することも求められている[62]。なお、「危険をともなう状況、とくに新しい情報通信技術の使用をともなう状況」に特別な注意を払うよう促す規定のように、インターネット等の情報通信技術の発展を踏まえた条項が数多く見られるのも今回の条約の特徴である。
- ・子どもをはじめとする広範な主体の参加が求められていること(9条)。とりわけ民間部門については、情報通信技術部門、観光・旅行産

業部門、銀行・金融部門（9条2項）やメディア（同3項）の関与を奨励すべきことが明示的に促されている。

- ・加害者を対象とした介入プログラム・措置に関する章を設けたこと（V章）。説明報告書も自負するように〔101〕、これは今回の条約のもっとも重要な特徴のひとつである。「子どもに対する性的性質の犯罪が繰り返されるおそれを防止しかつ最小限に留める」ことを目的として、効果的な介入プログラムまたは措置を促進することが義務付けられている（15条1項）。ここで主に想定されているのは、認知行動療法等の心理的介入、抗ホルモン療法（いわゆる医学的去勢）等の医学的介入、犯罪者の行動規制や再統合支援等の社会的介入などである〔102〕。ただし、十分な情報を得たうえでの当該犯罪者の同意が求められている（17条）ように、これらの介入措置は基本的には「非義務的な性質」のものであるとされる〔101〕。性犯罪を行なった少年（触法少年を含む）についても独立の規定（16条3項）が置かれ、当該少年の発達上のニーズに配慮することが求められている。このほか、予防措置の章（II章）でも、自分が性的搾取・性的虐待に関わる罪を犯すのではないかと恐れる者を対象とする、予防的介入プログラム・措置に関する規定が置かれている（7条）。

- ・一定の犯罪について、公訴時効の起算点を被害者が成年に達したときとするよう定められたこと（33条）。これは性的虐待（18条）、児童買春（19条1項）、ポルノ的パフォーマンスにおける子どもの利用（21条1項）に関して適用される。ただし、顧客・観客となっただけの場合については例外である。

- ・子どもの事情聴取時の配慮について、より具体的な規定が置かれたこと（35条）。とくに、被害者（または適当な場合には子どもの証人）の事情聴取をビデオ録画し、それを刑事裁判で証拠として用いることができるようにすることが、「国内法に定められた規則にしたがって」という限定条件付とはいえ、促されている。

処罰されるべき性的虐待・性的搾取の内容

しかし、今回のCE条約の最大の特徴は、繰り返して述べてきたように、子どもの（商業的）性的搾取だけではなく性的虐待をも包括的に対象としていることである。

そもそも、子どもの権利条約34条では「あらゆる形態の性的搾取および性的虐待から子どもを保護すること」が求められていた。しかしその後の国際的進展においては、もっぱら子どもの商業的性的搾取（児童買春・児童ポルノ・子どもの人身売買）に焦点が当てられてきたことは否めない。このようなアプローチでは子どもをさまざまな虐待から保護するには狭すぎるというのが、条約起草に関わった各国の結論であった〔48〕。

そこで、CE条約では次のような一連の行為が規制対象犯罪として取り上げられている（VI章）。いずれも意図的行為であることが条件である。被害者の年齢を知らなかったことが正当な抗弁となるか否かについては各国に判断が委ねられている。

・性的虐待（18条）

性的同意年齢に達しない子どもとの性的活動（1項a）はもちろんのこと、子どもが性的同意年齢に達している場合であっても、次のような状況下で行なわれた性的活動は処罰の対象としなければならない（1項b）。

－威迫、有形力または脅迫が用いられた場合

—子どもとの関係における優越的地位（子どもから信頼され、または子どもに権威もしくは影響力を行使しうる立場）が濫用された場合

—子どものとくに脆弱な状況（とくに心身障害または依存状況）が濫用された場合

とりわけ1項bの規定は、「わいせつな」または「みだらな」行為といった道徳主義的で曖昧な視点ではなく、子どもの人権の視点から子どもの性的虐待の定義を明確化しようとしている点で画期的である。これらの基準はすでに欧米諸国等の国内法にしばしば見られるものだが（拙稿「世界の10代と性的自己決定」季刊SEXUALITY 1号・2001年1月参照）、それが国際法上の位置づけを与えられた意義は大きい。日本もCE条約を参考にして関連規定を見直し、あわせて都道府県青少年保護（健全育成）条例に置かれている「淫行」処罰規定を廃止する必要があるだろう。

なお、性的同意年齢を何歳に設定するかは各国の裁量に委ねられている（2項）。また、1項aの規定は、同意に基づく未成年者同士の性的活動を規制しようとするものではない（3項）。また、前述したように、これらの犯罪については公訴時効の起算点を被害者の成年到達時とすることが要求されている（33条）。

・児童買春に関わる犯罪（19条）

次の行為を犯罪化することが求められている（1項）。

- (a) 売春目的で子どもを採用し、または子どもを売春に参加させること
- (b) 子どもを威迫して売春させ、または当該目的での搾取もしくはその他の形態の搾取から利益を得ること
- (c) 児童買春を利用すること

「児童買春」とは、「金銭その他の形態の報酬または対価が与えられまたは約束された状況で

子どもを性的活動のために用いること」であり、実際に対象の供与が行なわれたかどうかは問われない（2項）。なお、前述したように、(a)および(b)の犯罪については公訴時効の起算点を被害者の成年到達時とすることが要求されている（33条）。

・児童ポルノに関わる犯罪（20条）

「児童ポルノ」とは、「実際のもしくは偽装されたあからさまな性的活動に従事する子どもを視覚的に描写したあらゆる資料、または子どもの性器を主として性的目的で描いたあらゆる描写」を意味する（2項）。犯罪化が求められているのは次のような行為である（1項）。ただし、いずれも「正当な理由なく」(without right) 行なわれた場合に限られる。

- (a) 児童ポルノを製造すること
- (b) 児童ポルノの提供を申し出またはその利用を可能にすること
- (c) 児童ポルノを頒布しまたは送信すること
- (d) 自己または他人のために児童ポルノを取得すること
- (e) 児童ポルノを所持すること
- (f) 情報通信技術を通じて児童ポルノに故意にアクセスすること

(a)～(e)についてはすでにサイバー犯罪条約に定めが置かれている（9条）が、(f)の規定は新設規定である。児童ポルノをダウンロードせず、児童ポルノが利用可能なサイトに故意にアクセスして画像を見る者を対象としている。そのようなサイトに繰り返しアクセスしていること、有料サービスを利用していることなどが犯意の証拠とされる〔140〕。ただし、(f)の規定については無条件で留保が可能である（4項）。

(a)および(e)の規定（児童ポルノの単純製造・単純所持の禁止）についても留保が認められている

が、それは次の条件が満たされた場合に限られる(3項)。

—当該ポルノ的資料が、実際には存在しない子どもの偽装された描写または写実的画像のみによって構成されている場合

—登場する子どもたちが性的同意年齢に達している場合であって、当該画像がその同意を得て、かつ自分たち自身による私的利用のみを目的として製造および所持される場合

・ポルノ的パフォーマンスへの子どもの参加に関わる犯罪(21条)

「ポルノ的パフォーマンス」における子どもの搾取的使用は子どもの権利条約34条(c)で禁じられているが(政府訳は「わいせつな演技」)、子どもの権利条約の選択議定書ではとくに規定が置かれていなかった。CE条約では「ポルノ的パフォーマンス」の定義は定められていないが、基本的には「子どもが性的にあからさまな行為に従事する組織的なライブ・パフォーマンス」が対象となるとされる[147]。国によっては、インターネット上のウェブカム中継を通じてでこのようなパフォーマンスを鑑賞することも含まれよう[148]。犯罪化が求められているのは次のような行為である(1項)。

- (a) 子どもを採用してポルノ的パフォーマンスに参加させ、または子どもが当該パフォーマンスに参加するようにすること
 - (b) 子どもを威迫してポルノ的パフォーマンスに参加させ、または当該目的での子どもの搾取もしくはその他の形態の搾取から利益を得ること
 - (c) 子どもが参加するポルノ的パフォーマンスの場に、事情を知ったうえで出席すること
- ただし(c)については、(a)または(b)の犯罪がと

もなった事例に適用を限定することができる(2項)。また、前述したように、(a) および (b) の犯罪については公訴時効の起算点を被害者の成年到達時とすることが求められている(33条)。

・子どもの汚染(corruption)(22条)

性的同意年齢に達しない子どもに対し、性的目的で性的虐待または性的活動を目撃させることの犯罪化が求められている。たとえば子どもを性的活動に参加させなくとも、このような行為は子どもの心理的健康に悪影響を与えるからという趣旨である[151]。

・性的目的での子どもの勧誘(23条)

性的活動または児童ポルノの製造を目的として、情報通信技術を通じ、性的同意年齢に達しない子どもと会うための意図的提案をすることの犯罪化が求められている。出会い系サイト等の危険性から子どもを保護するための規定である。ただし、子どもと会うための具体的行為がともなった場合に限られる。

これらの犯罪は、「その重大さを考慮に入れた、実効的な、比例的なかつ抑止効果のある制裁」によって処罰されなければならない(27条)。当該犯罪が子どもの身体的・精神的健康を深刻に損なう場合、優越的地位の濫用によって行なわれた場合などにはより重い刑を科すことができるよう、あらかじめ加重事由を定めておくことも求められる(28条)。同じ性質の犯罪を理由とする前科も加重事由のひとつであり(28条g)、そのため他の締約国で言い渡された確定判決を考慮できるようにすることも要求されている(29条)。

また、これらの犯罪を宣伝する資料の頒布についても、防止・禁止のための措置をとらなければならない(8条2項)。

他方で、子どもの性的自己決定権を不当に侵害しないようにするための配慮が随所にうかがえる点も、今回のCE条約の重要な特徴である。たとえば18条では、合意に基づく未成年者同士の性的活動まで規制しようとする意図はないことが明確にされている（3項）。一部の行為については性的同意年齢に達しない子どものみが保護の対象とされているのも、このような配慮の結果であろう（22条・23条）。

児童ポルノの単純製造・所持の禁止についても、性的同意年齢に達した子どもが純粋に私的目的での製造・所持に同意した場合には適用除外が認められている（20条3項）。その後当該画像を配布したりインターネットに投稿したりした場合には形式的には犯罪となるが、「このような未成年者に対処するためにはより適切な方法があるかもしれず、刑事訴追は最後の手段であるべきである」というのが起草過程での合意であった〔116〕。

児童買春・児童ポルノ法の改正（2004年）から3年が過ぎ、最近になって米国から児童ポルノの単純所持の犯罪化が要求されたこともあって、そろそろ同法の再々改正の議論が始まることが予想される。そのさいには、今回のCE条約の、子どもの権利を基盤とする総合的・包括的なアプローチをおおいに参考にするべきであろう。

◆「性的搾取および性的虐待からの子どもの保護に関する条約」の原文と説明報告書（英文）は <http://conventions.coe.int/Treaty/EN/projets/v3Projets.asp> を参照。条約の日本語訳はいずれ筆者のウェブサイト（<http://homepage2.nifty.com/childrights/>）に掲載したいと考えている。

子どもの人権関係の報道と記録から…

DATE	DOCUMENT	DATE	DOCUMENT
2007/05/15	<p>切断頭部持ち高3が自首 / 会津若松 朝日新聞</p> <p>15日午前7時ごろ、福島県会津若松市内に住む県立高校3年の少年(17)が「母親を殺した」と会津若松署に自首。少年は切断されたとみられる人の頭部を学校指定のバッグに入れて持っていた。少年のアパートからは、頭部を切断された母親(47)の遺体が発見された。少年は「刃物で殺した」と話しており、県警は殺人容疑で少年を緊急逮捕した。県警によると、少年は「テロや戦争があればいい。殺すなら誰でもよかった」と話しており、動機などについて慎重に調べている。県などによると、最近は学校を休みがちだった。少年は精神科に通院歴があるという。少年の通う高校は県内でも有数の伝統校。</p>		<p>財務省が財政審に提出した資料は、公立小は387校から161校に、公立中は140校から60校へ、それぞれ統廃合して05年4月に再出発した計221校を独自調査したものの。統合前後で公費支出を比べると、小学校で年129億円、中学校で45億円減ったという。資料は、小学校は1学年で2クラスに満たない学校が全国で半数を占めるなど、小中学校ともに文部科学省が「標準」とする規模に満たない学校が約半数に上るとする。また、06年の小学校の児童数は、最近のピークだった1981年より4割減なのに対し、学校数は81年に比べ9%減でしかないとして、統廃合が遅れていることを強調。財政審の西室泰三会長は21日の会合後に、小中統廃合を通じ、「教育にかかる費用を節約できるのは、はっきりしている。しっかり打ち出したほうがいい」と述べた。財務省は、保護者アンケートは、規模拡大で「友達がたくさんできる」と好評だったとしているが、「通学が遠くなる」と反対論も根強い。</p>
2007/05/22	<p>公立小・中学校の統廃合、加速を財政審報告へ 朝日新聞</p> <p>財務相の諮問機関・財政制度等審議会(財政審)は6月初めにまとめる報告書(建議)で小中学校の統廃合による経費削減効果を強調する見通しだ。財務省は、527校を221校に統廃合した結果、年約170億円の削減効果があったとの資料をまとめ、「保護者にも好評」とするが、通学が不便になったとの反発もある。</p>	2007/05/25	<p>改正少年法が成立 12歳でも少年院 朝日新聞</p> <p>少年院に収容できる年齢の下限を「14歳」から「おおむね12歳」に引き下げることなどを柱とした改正少年法が25日の参院本会議で可決、成立した。14歳未満</p>



DATE	DOCUMENT	DATE	DOCUMENT
	<p>の少年が事件を起こしたときに警察が証拠物の押収や家宅捜索といった「調査」をする権限も明記。保護観察中の少年が約束を守らなかったときは少年院に送れるようにする仕組みも導入するなど、小学生を含む低年齢層の行為に厳しく対処する内容になっている。家裁が特に必要と認めた場合、おおむね12歳以上ならば少年院に送られることもある。国会での審議の中では「おおむね」の幅は1年程度とされた。今後は11歳の小学5年生も少年院に入る可能性がある。また、成人事件の捜査に準じる「調査」の権限が警察にあることが条文化された。今後は、少年や保護者を呼び出して質問できるほか、証拠物の押収や捜索、現場検証なども行える。このほか、保護観察中に守るべき項目の違反を繰り返すなどした少年に対して保護観察所長が本人に警告する仕組みも導入。改善や更生が難しいと思われる場合は、家裁の審判を経て、児童自立支援施設や少年院に送られることもありうる。少年の権利保護の観点からは、殺人などの重大事件を起こした少年が少年鑑別所に収容されたとき、家裁が必要と認めれば公費で弁護士を付けられるよう、国選付添人制度の規定が改められた。改正案は長崎県佐世保市で04年に起きた小6 女児殺害事件など、14歳に満たない子どもの事件をきっかけとして05年3月に国会に上程された。少年法改正の流れは次の通り。97年5月神戸・連続児童殺傷事件、00年11月ほぼ50年ぶりに改正、03年7月 長崎・幼児誘拐殺害事</p>	<p>件、04年6月 佐世保・同級生殺害事件、05年3月 改正案提出<廃案に>、06年2月 改正案再提出<継続審議に>、12月 臨時国会で審議されず<継続審議に>、07年5月 今国会で改正成立</p>	<p>2007/05/29</p> <p>教室でバケツに「おしっこ」さす 産経新聞</p> <p>広島県大竹市の市立小学校の男性教諭(48)が、担任する3年生男子児童(8)に、教室にあったバケツにおしっこをさせていたことが29日、分かった。大竹市教育委員会によると、教諭は16日の給食準備の時間に「トイレに行きたい」と言った児童に教室内のバケツを指さし「そこでしなさい」と指示。児童はほかの児童に背を向けてバケツにおしっこした。授業終了後に教諭が教頭に報告し、児童の自宅を訪問して謝罪。教諭は「本当にさせる意図はなかった。軽率な言動だった」と反省しており、児童は休まずに登校しているという。市教委は「教育者として許せない行為で厳しく指導し信頼回復に努める」としている。</p> <p>2007/05/31</p> <p><就学指導委員会>埼玉・東松山市が廃止の方針 毎日新聞</p> <p>障害児童、生徒の就学先を判定する就学指導委員会について、埼玉県東松山市が廃止の方針を決めたことが分かった。31日の市教育委員会定例会で規則を変更する。就学委は全国の教育委員会に設けられているが、分離教育を助長し、障害のある子どもを通常学級に受け</p>



DATE	DOCUMENT	DATE	DOCUMENT
	<p>入れる障壁になっているという批判が出ている。県は、就学委の廃止は全国初としており、文部科学省特別支援教育課も「聞いたことがない」としている。</p> <p>市は福祉先進市を目指し、「インクルーシブ教育（障害のある子どもを受け入れる共生の教育）」に取り組んでおり、その一環で廃止を決めた。</p>		<p>のある自閉症などの発達障害の子供たちを支援しようと、府立交野養護学校の近藤春洋教諭（54）が、「パズル」や「神経衰弱」といったゲームの要素を取り入れて考案した55種類のパソコン教材が注目を集めている。これまでに約25人の障害や性格に合わせた教材を作成。昨年9月にブログを開業して紹介したところ、特別支援教育の本格実施で発達障害への関心が高まったこともあり、アクセス数は既に5000件を超えた。近藤教諭はソフトが子どもたちの脳を耕し、可能性を広げるツールの一つになればと話している。ブログは、http://flashed-soft.cocolog-nifty.com/</p>
2007/06/02	<p>教育再生会議第2次報告 朝日新聞</p> <p>教育再生会議は第2次報告をまとめた。それによると、真の「学力」は、実社会で必要とされる知識や能力とならなければならず、社会の要請や将来動向を見据えた検討が不可欠とし、同時にグローバルな大競争時代に必要な最先端の「知」を生み出し、イノベーションを起こせる人材の育成や、国際社会で活躍できるリーダー育成もめざすとした。また、「人格」は、生活習慣、豊かな情操、善悪の判断など心と体の調和があってこそとした。さらに、今回は、「ゆとり教育見直し」の具体策とともに、徳育、大学・大学院の改革、教育財政基盤の在り方について重点的に提言。具体的には授業時数10%増、徳育の教科化、地域ぐるみの教育再生拠点づくり、9月入学の大幅促進、同一大学出身の大学院生の制限、国立大学の大胆な再編統合の推進などが提案された。</p>	2007/06/08	<p>公立小中学校の耐震調査 読売新聞</p> <p>全国の公立小中学校の校舎や体育館のうち、震度6強以上の地震で倒壊する危険性の高い建物が少なくとも約4300棟に上ることが8日、文部科学省の調査で分かった。学校は災害時に住民の避難場所になるなど、地域の防災拠点としても位置づけられていることから、同省は「深刻な状況」とみており、こうした施設については早急に耐震化工事を実施するよう各都道府県教委に通知した。</p>
2007/06/05	<p>パソコン教材：発達障害の子供たちを支援／大阪 毎日新聞</p> <p>計算や読み書きが苦手な学習障害や、意思の疎通に問題</p>	2007/06/08	<p>引きこもり支援施設の監禁死事件、元代表理事に2審も実刑 読売新聞</p> <p>名古屋市北区の引きこもり者更生支援NPO法人「アイ・メンタルスクール」（解散）で昨年4月、男性（当時26歳）を監禁、死亡させたとして、逮捕監禁致死罪に問われた元代表理</p>



DATE	DOCUMENT	DATE	DOCUMENT
	<p>事・杉浦昌子被告(50)の控訴審判決が8日、名古屋高裁であり、懲役4年とした1審・名古屋地裁判決を破棄し、懲役3年6月の実刑を言い渡した。杉浦被告は職員ら4人(いずれも有罪確定)と共謀し、昨年4月14日未明、男性の両手足に手錠をかけて男性の腹部に鎖を巻き付けるなどして監禁し、暴行を加え、死亡させた。</p>		
2007/06/08	<p>教室での「いじめ動画」ネット投稿 読売新聞</p> <p>さいたま市南区の私立高校の教室で起きたいじめの映像が、インターネット上に流出していたことが8日、わかった。</p> <p>いじめに加わった生徒が携帯電話で撮影した動画を投稿し、複数のネット掲示板に広がったとみられ、高校側は映像が掲載されたサイトの運営責任者に削除を依頼した。動画を投稿した生徒は、学校側に「軽い気持ちでやってしまった」。</p>	2007/06/08	<p>べで「学校問題」が原因と判断された自殺者は242人で、前年を9人上回った。</p> <p>牛乳瓶で生徒殴り「自傷」と偽る産経新聞</p> <p>大阪府立養護学校で先月11日、男性教諭(52)が知的障害のある中学部3年の男子生徒(15)の頭部を牛乳瓶で殴り、軽傷を負わせていたことが8日、わかった。男性教諭は保護者に男子生徒の自傷行為と虚偽説明をしており、府教委は近く処分する方針。現在、自宅謹慎中という。府教委などによると、男性教諭は5月11日午後1時ごろ、給食の時間中に情緒不安定になった男子生徒を落ち着かせるため教室外に連れ出そうとしたが、生徒が教諭の眼鏡を払い落としたことに憤慨。牛乳が入った瓶で生徒の頭部を1回殴り、軽傷を負わせた。教諭はその日のうちに生徒の自宅に向いて状況を報告。その際、男子生徒が牛乳瓶で自分の頭部を殴ったと虚偽の説明をした。その場面を目撃していた教諭らもいたことから、翌日、うそが発覚したという。府教委は「知的障害のある生徒が不安定になった際の対応がまったくできていないうえ、自らの責任を回避するために生徒に責任転嫁しようとしており非常に悪質」としている。</p>
2007/06/08	<p>昨年の学生・生徒自殺 過去最悪 886人 産経新聞</p> <p>昨年1年間の自殺者は計3万2155人で、前年より1・2%減ったものの、9年連続で3万人を超えたことが7日、警察庁のまとめで分かった。このうち学生・生徒の自殺者は同2・9%増の886人で、昨年のいじめ自殺の続発を背景に、統計を始めた昭和53年以降で最悪となった。自殺した学生・生徒ら886人のうち、小学生は14人で前年の2倍。中学生も22・7%増の81人。高校生は220人、大学生は404人だった。警察の調</p>	2007/06/11	<p>「特待生制度は維持を」で一致読売新聞</p> <p>高校野球の特待生問題で、私立高校の校長らでつくる関東地区特待生問題私学検討部会の会合開かれ、特待生制度を維持すべきだという意見で一致</p>



DATE	DOCUMENT	DATE	DOCUMENT
	<p>した。一方、野球部員であることを理由とした学費の受け取りを禁止している日本学生野球憲章の見直しなどについては温度差があった。そのため関東地区としての意見の集約はせず、各都県の意見を日本高校野球連盟に上申することを決めた。</p>		<p>う民間に委託され、小6分をベネッセコーポレーションが、中3分はNTTデータが受託した。問題を作った国立教育政策研究所（国研）は「試験に合格した人が研修を経てやっている。」としている。中3分を受け持つNTTデータは「基準が変更されると採点をやり直している」と説明しているが、採点者の間では戸惑いが広がっているという。採点は、解答を読み込んだパソコンを操作し、割り当てられた特定の問題を集中的に見る方法で行われている。国語のある問題を受け持った男性は「採点が始まって間もない5月半ばには大混乱になった」と話す。あらかじめ示された正誤の基準にない解答がいくつも出てきて、○×の正誤例が次々と張り出された。判断に迷う場合は、採点会場に配置された責任者の「リーダー」に確認する仕組みだったが、リーダーが代わると判断が変わるなど、作業は何度も中断したという。数学の記述式問題を採点した男性も「同じ解答で、午前のリーダーは正解と言いい、午後のリーダーは間違いだと言う。リーダー同士で『これはマルかな』と相談していたこともあった」と話す。この男性は、無料の求人誌で「中学生の国語・数学のテスト採点」という広告を見て、募集元の人材派遣会社に連絡。同社の事務所で試験を受けて採用され、その後の研修中に全国学力調査の採点だと知ったという。文科省は「採点基準を途中で変えることはない。ただ、判断に迷う微妙な解答もあり、経験を積んだリーダーが基準に照らして正</p>
2007/06/12	<p>教員支援の弁護士配置 港区 毎日新聞</p> <p>東京都港区は今月から、区立の幼稚園、小中学校に対する保護者や住民からのクレームやトラブルの解決法を教員に助言する専門弁護士を配置した。同区教委は「今は苦情も複雑多様で現場は頭を抱えている。弁護士配置は全国でも初の試み。専門相談を有効に使い、円満解決してほしい」と話している。学校には、多様なトラブルが寄せられ、対応を誤って事態を悪化させることもある。担当は、保護者からの相談を受けた経験もある教育問題に詳しい弁護士が選ばれた。</p>		
2007/06/15	<p>学力調査、採点混乱再三中断 116万人参加の中3記述式 朝日新聞</p> <p>小学6年と中学3年の約233万人が参加した全国学力調査の採点で、中3の記述式問題で正誤の基準が途中で変わったり、作業現場の責任者の判断が食い違うなど、混乱が生じていることがわかった。人材派遣会社から派遣された複数の採点スタッフが明らかにした。スタッフは「採点が肝心なのに、あまりにいい加減だ」と口をそろえている。採点業務は学校の教師に負担をかけないよ</p>		



DATE	DOCUMENT	DATE	DOCUMENT
	誤の判断をしている」と話している。採点に派遣労働者が関わっていることについては「研修をして水準は確保している」と説明、問題はないとしている。全国学力調査の採点の態勢は、小学6年生(約117万人)ベネッセコーポレーション(約5000人)、中学3年生(約116万人)はNTTデータと教育測定研究所(旺文社子会社)が提携(約3000人)	2007/06/23	インクルーシブ教育:「教育の原則」 知事答弁に教育長「ちゅうちょする」 / 埼玉 毎日新聞 上田清司知事は22日、県議会本会議で「インクルーシブ教育(障害のある子供を受け入れる共生の教育)」について「これからの教育の原則。教育委員会からその実現に向けて施設整備の改修や予算なども含めた要望があれば、重点的に配備する」と尊重する考えを明らかにした。しかし、島村和男教育長は上田知事の答弁後、「目指す方向ではあるが、原則として打ち出すことにはちゅうちょする」と述べ、知事との温度差を感じさせた。吉田芳朝氏(民主)の質問に答えた。県内では東松山市が5月末、障害のある児童生徒の就学先を判定する「就学指導委員会」を全国で初めて廃止し、本人と保護者の希望を最大限に尊重する制度を導入している。知事の発言はこうした流れを後押ししたものとみられる。
2007/06/20	教育3法案 参院委で可決 毎日新聞 安倍晋三首相が今国会の最重要法案と位置付ける教育関連3法案は19日夕の参院文教科科学委員会で、採決に反対する野党理事らが委員長席に詰め寄り抗議する中、自民、公明両党の賛成多数で可決された。20日の参院本会議で可決、成立する見通し。採決に当たり自民、公明両党は「教育予算の一層の拡充」など22項目の付帯決議案を提出し、可決された。民主党の対案など4法案は採決されなかった。可決された3法案は学校教育法、地方教育行政法、教員免許法の各改正案。学校教育法改正案は、義務教育の目標に「我が国と郷土を愛する態度を養う」との「愛国心」表記を盛り込んだ。地方教育行政法改正案は、教育委員会に対する国の指示・是正要求権を新設し、99年の地方分権一括法で廃止した「是正命令権」を事実上復活させるもの。教員免許法改正案は、教員免許の有効期間を10年とした上で免許更新制を導入。法案は5月18日に衆院を通過した。	2007/06/25	神石高原連続放火高1男子3件自供 毎日新聞 広島県福山東署は24日、神石高原町営グラウンドの倉庫内に火をつけた非現住建造物等放火未遂容疑などで逮捕した県東部の県立高校1年の男子生徒(15)を広島地検福山支部に送検した。調べでは、生徒は6月2日、県立油木高校野球部の用具倉庫を燃やそうとした疑い。生徒は調べに素直に応じ、野球部部室全焼(5月21日)と体育館靴箱などのぼや(6月5日)についても「自分がやっ



DATE	DOCUMENT	DATE	DOCUMENT
2007/06/26	<p>た」と認めているという。</p> <p><扶桑社>新たな歴史、公民教科書を計画 毎日新聞</p> <p>扶桑社（東京都港区、片桐松樹社長）は26日、7月に100%出資の子会社を設立し、中学生向けの歴史、公民教科書を発行すると発表した。高崎経済大の八木秀次教授や評論家の屋山太郎氏らが7月に設立する「改正教育基本法に基づく教科書改善を進める有識者の会」（教科書改善の会）が編集や発行に協力する。11年に発行予定。扶桑社は、従来発行していた「新しい歴史教科書をつくる会」（藤岡信勝会長）執筆の教科書の継続発行を拒否。社長名で「大同団結に参加されることを熱望している」との見解を出し、つくる会メンバーにも新教科書発行に協力するよう呼びかけた。</p>	2007/06/28	<p>考える傾向を分析した。その結果、抑うつ傾向のある児童はいずれの調査でも15%前後おり、3回とも抑うつを示した子ども5%いた。自殺を考える傾向も児童の15~20%にみられ、3回ともみられた子は2%だった。</p> <p>子どものうつは見過ごされがちなうえ、一部の抗うつ剤は自殺のおそれが高まるとして18歳未満の服用が禁じられており、治療の難しさが指摘されている。</p> <p>佐藤さんは「親や教師が子どものうつ状態に気づくことが重要。抑うつの引き金は過去3カ月以内の出来事が関係しているとの結果も出ており、まずはその解決を図ることも効果がある」と指摘している。</p> <p>ニートの8割「うしろめたい」自覚 産経新聞</p> <p>仕事に就かず、学校にも通っていない「ニート」と呼ばれる若者の8割が、1カ月以上の就労経験を持っていることが28日、厚生労働省の委託調査で分かった。厚労省は「単なる就職支援や励ましではなく、孤立化・孤独化を防ぐ継続的な支援が必要」としている。また、就労経験回数は平均2.6回。就職する能力は持ちながら、仕事が続けられずニートに陥ったことが浮かび上がった。また、ニートであることについて「うしろめたい」と答えたものが83%。「社会や人から感謝される仕事がしたい」も83%で、多くの人が就業意欲を持っていた。その一方で、81%が「人間関係に不安を感じる」。</p>
2007/06/27	<p>抑うつ状態の小学生、自殺考える傾向4倍 学会で発表へ 朝日新聞</p> <p>小学4~6年生の1割以上が抑うつ傾向にあり、自殺を考えるリスクは抑うつのない子に比べて4倍高い。そんな調査結果を宮崎大教育文化学部の臨床心理士・佐藤寛さん（発達臨床心理学）らがまとめた。「子どものうつを軽く見ず、早い段階で周囲が手をさしのべる必要がある」と佐藤さんは話している。29日から札幌市で開かれる日本うつ病学会総会で発表する。佐藤さんらは05年7月、茨城県内の小学4~6年生669人を対象にアンケートを3回実施、抑うつ度や自殺を</p>		



DATE	DOCUMENT	DATE	DOCUMENT
2007/06/28	<p>ガスパン遊び原因？ 中学生6人、爆発で負傷 仙台東署、4日前補導 宮城県</p> <p>仙台市宮城野区平成2丁目のマンション3階で26日夕にあった爆発事故で、室内にいて負傷した市立中学3年の男女6人が事故の4日前、近くの小学校で制汗スプレーを袋に充填させて吸引する「ガスパン遊び」をしていて仙台東署に補導されていたことが分かった。同署は、同様の遊びをしていて、たばこなどから引火し爆発が起きたとみて、6人の回復を待って事情を聴く方針。調べでは、6人のうちのどにやけどを負った男子生徒1人が全治数カ月の重傷。県内では、昨年10月にも多賀城市のアパートで、当時中学3年の男子生徒4人が制汗スプレーなどを使ってガスパン遊びをしていたところ、たばこの火から引火して爆発が起き、4人がやけどを負う事故があった。県警少年課によると、未成年者によるガスパン遊びは99年ごろがピークだったという。</p>	2007/06/30	<p>0・4%増)だった。</p> <p>高校生の個人情報1万4千人分、教諭PCから流出 愛知朝日新聞</p> <p>愛知県一宮市の県立一宮工業高校に勤務する男性教諭(43)の自宅パソコンから、同校とその前に勤めていた同市内の別の県立高校の生徒名簿など、延べ1万4598人分の個人情報がインターネット上に流出していたことが30日、わかった。</p> <p>県教育委員会によると、流出したのは、同校の10年分の生徒の氏名や住所、成績、志望大学と合否などのほか、前任校の5年分の生徒の氏名や成績など。教諭は現在、進路指導担当で、資料作りのため情報を保存していたという。教諭は自宅パソコンにファイル交換ソフト「シェア」を入れており、情報はソフトに感染したウイルスを通じて流出した。</p>
2007/06/29	<p>05年度教育費、17兆円下回る 朝日新聞</p> <p>文部科学省は28日、05年度に公立学校や社会教育などのために支出された教育費の総額が16兆9916億円だったと発表した。前年度から2699億円(1・6%)減り、9年連続の減少となった。全体の8割以上を占める学校教育費を児童生徒1人当たりで換算すると、小学生は89万5千円(対前年度0・8%減)で3年連続の減少。中学生は103万7千円(同0・5%増)、全日制高校生は114万7千円(同</p>	2007/07/01	<p><日系ブラジル人>就学期の子供700人が学校行けず / 浜松毎日新聞</p> <p>出稼ぎの日系ブラジル人が全国で最多の浜松市で、約700人も外国人児童・生徒(6～15歳)が学校に通わず生活実態も不明なことが分かった。市教委によると、今年4月末で外国人登録していた同年代の子供2923人のうち、市内の小中学校に通っていることを確認できたのは1558人だけだった。残りの約1400人については外国人学校に通うケースもあることから、05年の調査の割合から類推し、約700人が未就学と判断した。製造業が多い浜松市で</p>



DATE	DOCUMENT	DATE	DOCUMENT
2007/07/04	<p>はブラジル人を中心に、5月末現在で3万2668人が暮らす。</p> <p>教師、小6の背中に張り紙「僕は、おバカ」 神奈川 朝日新聞</p> <p>小田原市の市立小学校の20代の男性教諭が06年1月末、担任をしていた当時6年の男児の背中に、「僕は、女子更衣室に侵入しようとして失敗したおバカさんです」と書いた紙をはり付け、男児が約1カ月間不登校になっていたことが分かった。市教育委員会は同年6月、「不適切な言動があった」として教諭と校長を訓告処分にした。</p> <p>男児の保護者から抗議を受けた学校が女児らから事情を聴いたところ、侵入の事実はなく、校長と教諭は全面的に非を認め、謝罪したという。男性教諭は「事実の確認もせず軽い気持ちでやってしまった」と釈明したという。教諭は当時、勤務2年目で、07年4月に別の小学校に異動した。</p>		<p>理解いただきたい」と従来の考えを繰り返し、撤回には応じられない考えを示した。布村審議官は「すべての集団自決において軍命があったわけではない。なかったところもある」と、軍命を否定する学説を説明。大浜市長昭市長会副会長（石垣 市長）は「体験者がいるのに、軍命のない事例もあるという論法で教科書から削除するのは誤っている。一例でも軍命による集団自決があるなら書くべきだ。それがいかに戦争が悪かを教えることになる」と反論した。仲里利信県議会議長は「学識者は、渡嘉敷島の区長が自ら村民に手りゅう弾を配ったことを基に、軍命を否定しているのかもしれない。だが手投げ弾は兵隊が配らないと手に入らない。軍命は100パーセントあった」と訴えた安里副知事は「なぜ修正・撤回されたのか、どういう検証がなされたのか県民は全く分からない」と審議過程が公表されないことに不満を呈した。</p>
2007/07/05	<p>「集団自決」検定、沖縄の撤回要求拒否 文科省 琉球新報</p> <p>文部科学省の教科書検定で沖縄戦の「集団自決」に関する日本軍強制などの記述が修正・削除された問題で、県、県議会、県市長会、県市議会議長会、県町村会、県町村議会議長会の代表6人は4日午後、文科省に布村幸彦審議官を訪ね、検定撤回と記述の回復を求めた。安里カツ子副知事によると、布村審議官は「皆さんの気持ちは分かるが、教科用図書検定調査審議会が決めたことなので、ご</p>	2007/07/05	<p>事故死児童写真 無断掲載の元教諭に有罪判決 東京地裁 毎日新聞</p> <p>交通事故死した子供の生前の写真を自分のホームページに無断掲載したとして著作権法違反などに問われた東京都あきる野市の元小学校教諭、渡辺敏郎被告（34）に対し、東京地裁は5日、懲役2年6月、保護観察付き執行猶予5年（求刑・懲役2年6月）を言い渡した。井口修裁判長は「遺族の心情を踏みにじる卑劣な行為だ」と強く非難した。判決は、渡辺被告が起訴事実のほかにも多</p>



DATE	DOCUMENT	DATE	DOCUMENT
	<p>数の遺体写真をHPに掲載して性的好奇心をあおるようなコメントを付けたり、HPの閉鎖要求に応じなかった点を挙げ、「自らの性的嗜好(しこう)や関心を満足させるためには手段を選ばない態度で、動機に酌量の余地はない」と厳しく断罪。また当時、小学校教諭だったことから「職責に全く反する言語道断の振る舞い。教育者に対する信頼が損なわれた」と述べた。一方で、渡辺被告が起訴事実を認めて反省の態度を示していることや精神科医のカウンセリングを受診している点などを考慮し、刑の執行を猶予して社会内で更生する機会を与えるべきだと判断した。ただ「性癖を制御するのは容易ではなく、保護観察所で再犯防止のための処遇プログラムを受ける必要がある」として保護観察を付けた。</p>		<p>為などが補導数に閉める割合が減っているという。18年に割合が増えたのは(1)怠学(2)深夜徘徊(はいかい)(3)不健全性的行為一と、すべて大人から隠れる行為ばかり。「地域の防犯ボランティアが功を奏しているんじゃないか」と同課は分析する。今回の事故で明るみに出た「ガスパン遊び」。「不良少年が内にこもって実態把握が難しくなっている」(宮城県青少年課)だけに、県の教育関係者の間ではあまり知られていなかったようだ。</p>
2007/07/05	<p>内にこもる「不良少年」部屋でガスパン遊び 産経新聞</p> <p>6月末に宮城県仙台市内のマンション一室が爆発し中学生6人が重軽傷を負う事故があった。原因は一般でも販売されているガスを吸引する「ガスパン遊び」が原因との見方が強まったが、背景にはかつての不良少年のイメージとは違う、内にこもる“見えない”少年たちの存在があるようだ。今回の爆発の現場は、窓を閉め切った6畳間だった。宮城県警少年課は「内にこもったり隠れたりする不良少年が増えてきた」と指摘する。昔と違い「外で粋がってけんかするようなツッパリが減った」ため、喫煙や暴走行</p>	2007/07/07	<p>名張の女性教諭「死んでいい」発言／三重 毎日新聞</p> <p>名張市新田の市立美旗小学校(岡田博校長、児童数336人)で先月25日、女性教諭(43)が2年生の児童3人に「死んでいい」などと発言した問題で、市教委は6日、再発防止に向け、9日の定例校長会で全教職員の人権感覚向上の徹底を指示することを決めた。校長会には小学18校、中学5校の校長が出席予定。上島和久教育長らが問題の経緯を説明し、再発防止の徹底を求める。市教委学校教育室の福田徳生室長は「名張市全体の問題ととらえ、市内の全小中学校の教職員に、子供に対して適切な言葉を使うように指導する」としている。また、市教委は6日までにこの問題を県教委に報告。女性教諭の処分は今後、県教委が決める。</p>
		2007/07/08	<p>学校ぐるみで成績向上「不正」の疑いも 足立区立小 朝日新聞</p> <p>東京都足立区の区立小学校</p>



DATE	DOCUMENT	DATE	DOCUMENT
	<p>で、区独自の学力テストの採点から障害のある児童3人を外したことが明らかになった。区教委は7日の会見で「今後の調査を待ちたい」と明言を避けたが、教育関係者からは、学校ぐるみで成績を上げる「不正行為」をしていたのでは、との疑惑も出ている。問題が発覚した小学校の成績は05年度、72校中44位。ところが、3人を採点から外した06年度は1位に。校長は「テストの記憶をメモにし、似たような問題を使って指導していた」と説明しているという。「足立の教育を考えるネットワーク」の高須有子代表(38)は「テストの結果で学校の人気が決まるため、校長は躍起になっている。休み時間を削ってテスト勉強をさせている学校もあると聞く」と憤る。</p>		
2007/07/08	<p><退職勧奨>「子の障害」も例示した文書を通知 都教育庁 毎日新聞</p> <p>校長らの勧めに応じて教職員を早期退職すれば退職金を割り増す制度をめぐり、東京都教育庁が退職を勧めるケースとして、「子の障害」などを例示した文書を市区町村教委や都立高校などに通知していることが分かった。厚生労働省は職業と家庭の両立を目的とする育児介護休業法の趣旨に照らし「好ましくない」と指摘し、学校現場や識者からは「介護を抱え全時間出勤できない教員は不要ということか」と疑問の声が上がっている。都教育庁は制度の周知を図るため、3月27日付で趣旨などを記した通知では、対象の教職員に退職を勧める理由として「疾病」「介護・</p>	2007/07/09	<p>育児」を挙げている。Q & Aでは「育児」の具体例として、「3歳以上の子供の場合で、育児を手伝ってくれる家族等がおらず、本人が育児を行わなくてはならない場合」「子に先天的、後天的な障害がある等、育児に特段の事情がある場合」と明記した。</p> <p>少女を派遣売春、高3男子逮捕 時事通信</p> <p>出会い系サイトに援助交際を求める書き込みをし、少女に売春させていたとして、警視庁少年育成課と綾瀬署は9日までに、児童福祉法違反などの疑いで、埼玉県川口市に住む高校3年の男子生徒(17)を逮捕した。生徒は少女を装って書き込み、1回約3万円で、当時15~16歳で高校1年だった3人を派遣。昨年9月から今年3月の間、約120人から約380万円を売り上げた。取り分は生徒4割、少女6割だった。生徒はビジネスホテルなどを転々として生活。携帯電話6台を使って派遣をして生活費や遊ぶ金に使った。容疑を認め、「闇の仕事を紹介するサイトを見て思いついた。親を泣かせて後悔している」と話しているという。</p>
		2007/07/11	<p>学力テスト不正の足立区で区長、「傾斜配分見直す必要」 朝日新聞</p> <p>東京都足立区が区独自の学力テストを区立の小中学校で実施した際、小学校1校が障害のある児童3人を保護者に無断で採点から外していた問題で、近藤弥生区長は10日の記者会見で「(テストの成績の伸び率を学校への予算配分の判</p>



DATE	DOCUMENT	DATE	DOCUMENT
2007/07/11	<p>断材料にしている) 傾斜配分については疑問を感じている。見直す必要があると認識している」と述べた。</p> <p>06年度の児童虐待相談、過去最高に＝3万7000件余、事件の影響も一厚労省 時事通信</p> <p>全国196カ所の児童相談所が2006年度中に対応した児童虐待の相談件数は、前年度比8.3%増の3万7343件で過去最高だったことが11日、厚生労働省の調査(速報値)で分かった。同省は「虐待に対する意識が高まり、相談が増えた」とみている。特に連続児童殺害事件があった秋田県のほか、虐待死が起きた府県などで件数が大きく増え、相次いだ事件による影響もうかがわれた。</p>	2007/07/11	<p>う。男児にも書かせたという。女性教師は数日後、十分な説明のないまま男児の母親に「息子さんについてクラスみんなが思っていることです」として作文を手渡した。その後、両親が「個人攻撃ではないか」と抗議、学校側が謝罪した。女性教諭は「子ども同士が思っていることを出し合い、考えるきっかけにしたかったが、判断が甘かった」。</p> <p><労基法違反>児童派遣で日系ブラジル人の会社社長を再逮捕 毎日新聞</p> <p>15歳未満の男女を工場に派遣して働かせたとして静岡県警浜松中央署などは11日、日系ブラジル人の会社社長を労働基準法違反(年少者雇用)容疑で再逮捕した。調べでは、容疑者は05年11月～06年12月、いずれも15歳未満のブラジル国籍の男女4人を派遣労働者として雇用し、同県森町の食品製造工場に派遣した疑い。労働基準法は15歳未満を働かせることを原則として禁止している。派遣された子供の中には13歳も含まれていた。いずれも公立学校やブラジル人学校に籍を置いていたが、学校には行かず数日～約100日間、工場で働いていたという。同署は同様の派遣が他にもあったとみて調べている。容疑者は浜松市内で人材派遣会社を経営。先月25日、国の許可を受けていなかったとして労働者派遣法違反容疑で逮捕されていた。</p>
2007/07/11	<p>特定男児名指し、全児童に「困った点書け」 産経新聞</p> <p>奈良市の市立小学校で50代の女性教師が、クラスの児童全員に特定の男児1人について「彼の困っているところや好きなどころを書いて」などと指導していたことが11日、分かった。女性教師は3年生のクラス担任で、書かれた作文を母親に手渡しており、男児の両親が学校に抗議、学校側は謝罪した。女性教師は5月下旬の学級会の時間、男児が授業中に歩き回ったり、私語をしたりして落ち着きがないためクラスで用紙を配り、男児について「嫌いなどころや好きなどころを書きなさい」と指示。男児が「そんなの書かないでいい」と抗議したが、そのまま書かせたとい</p>	2007/07/13	<p>教員免許更新 通信制大学で講習 文科省、地方・離島に配慮 産経新聞</p>



DATE	DOCUMENT	DATE	DOCUMENT
	<p>先の国会で成立した改正教員免許法で義務付けられた教員免許更新講習に、大学(短大、大学院を含む)の通信教育を利用することで文部科学省が関係団体と調整を始めたことが12日、分かった。更新講習は地方や離島で受講が難しいことなどから、文科省はインターネットや通信教育の利用を検討していた。課題は修了認定の方法だ。文科省では修了認定は筆記または実技試験を行うこととしている。だが、実際に大学に出向いて受験する方法(スクーリング)では、通学の負担軽減にならない。一方で、通信で可能になれば、本人確認に問題があるほか、カンニングや資料を利用しても設置者には分からないなど他の受講者との公平性確保にも問題が残る。文科省では、他の通信教育制度などを参考に、関係団体と詰める方針。</p>		

●いんぷおめーしょん/子どもの人権連 No.109 /2007年8月号 2007年9月1日発行

Federation for the Protection of Children's Human Rights JAPAN

◆発行&編集人
◆事務局

子どもの人権連事務局
〒101-0003 東京都千代田区一ツ橋2の6の2 日本教育会館 6F
TEL・FAX 03 (3265) 2197 e-mail:kodomo@jtu-net.or.jp
URL:<http://www.jinken-kodomo.net/>
郵便振替/00180-8-18438 (子どもの人権連)
年会費=個人(1口)5,000円、団体(1口)10,000円